

『他人事』ではなく

『自分』が起こしたら、『自分』が遭ったら

『家族』が起こしたら、『家族』が遭ったら

酒気帯び運転で、死亡させる

県職員の男に懲役3年6か月求刑

【被告は】

飲酒運転は、過去にも2度行ったと話し、「いけないことだと分かっていたが軽く考えていた」と述べた

【遺族は】

「県民の模範となるべき人間が飲酒運転で事故を起こし
母の命が奪われた。

運転手は殺人犯と一緒にです」…という遺族の供述

「被告に対する怒りの感情は変わらない。

出来る限りの重い処罰を下してほしい」と、話しました

2020年04月15日 18:55

今年2月16日の午後7時ごろ、市道で酒を飲んで乗用車を運転し、横断歩道を渡っていた女性（当時87）をはねて死亡させたとして、酒気帯び運転などの罪に問われている県職員の男（56）の初公判が15日、開かれました。男は起訴内容を認め、検察は懲役3年6か月を求刑しました。

飲酒運転は過去にも2度行ったと話し、「いけないことだと分かっていたが軽く考えていた」と述べました。

検察は、被告が自宅で酎ハイと焼酎を飲み、買い物やパチンコに出かけて事故を起こしたことについて、「極めて安易で身勝手な犯行」と指摘しました。

また裁判では「県民の模範となるべき人間が飲酒運転で事故を起こし母の命が奪われた。運転手は殺人犯と一緒にです」という遺族の供述調書も読み上げられました。

裁判は即日結審し、検察は懲役3年6か月を求刑。

公判後、女性の遺族は取材に対し「被告に対する怒りの感情は変わらない。出来る限りの重い処罰を下してほしい」と話しました。

判決は来月11日に言い渡されます。